

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表 (第4編 火山編)

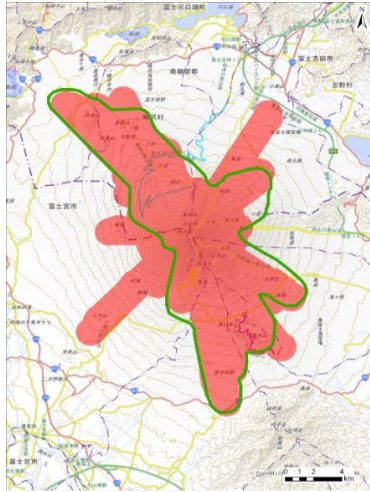
本編頁数	旧	新	改正理由
346	<p>第4編 火山編 第1章 総論 第1節 地域防災計画・火山編の概要</p> <p>この計画は、県民等の生命、身体及び財産を火山災害から保護するため、富士山火山防災対策協議会(以下「協議会」という。)が策定した「<u>富士山火山広域避難計画(平成30年3月)</u>」(以下「<u>広域避難計画</u>」という。なお、<u>広域避難計画は改定作業中であり、今後、大幅に内容変更される可能性がある。また、ここでいう「広域避難」とは、広域にわたる複数の市町村の指針となる避難基準であり、第2編第3章第1節5でいう「広域避難」(＝市町村区域外への避難)と異なるため注意)に基づき、県、市町村、防災関係機関等が必要な予防・応急対策等について定めたものである。</u></p> <p>本編に規定があるものを除いては、一般災害編による。</p>	<p>第4編 火山編 第1章 総論 第1節 地域防災計画・火山編の概要</p> <p>この計画は、県民等の生命、身体及び財産を火山災害から保護するため、富士山火山防災対策協議会(以下「協議会」という。)が策定した「<u>富士山火山避難基本計画(令和5年3月)</u>」(以下「<u>避難基本計画</u>」という。)</p> <hr/> <p>に基づき、県、市町村、防災関係機関等が必要な予防・応急対策等について定めたものである。</p> <p>本編に規定があるものを除いては、一般災害編による。</p>	<p>火山防災対策室修正 (特段の記述がない場合、富士山火山避難基本計画の公表を踏まえ、火山防災対策室が修正した箇所である)</p>
346	<p>第4節 富士山の現況等 2 富士山の活動史</p> <p>(1) 火山はその一生の中で活動の特徴を変えることが多い。そこで、活動の特徴が類似する期間を「期」あるいは「ステージ」などとしてまとめることで、火山の噴火史の区分を行うことが一般的に行われる。このような噴火史の区分やその境界年代は、研究の進展によって変化しうる。</p> <p><u>最新の</u>富士山の総合的調査結果である産業技術総合研究所地質調査総合センターの富士山地質図(第2版)(高田ほか、2016)では、現地調査で明らかになった富士火山噴出物の上下関係と多くの放射性炭素年代値を総合的に検討して、新しい富士山の噴火史を構築し、年代区分を行った。約 17,000 年前頃に始まる溶岩大量流出を境に、それ以前を星山期(約 10 万年前～約 17,000 年前)、それ以後を富士宮期(約 17,000 年前～約 8,000 年前)と須走期(約 8,000 年前以降)としている。須走期は、火山活動の低下を示す富士黒土層を形成した須走-a(約 8,000 年前～約 5,600 年前)、山頂及び山腹からの溶岩流出により今見られる円錐形の火山体が形成された須走-b(約 5,600 年前～約 3,500 年前)、山頂及び山腹での爆発的噴火が卓越した須走-c(約 3,500 年前～約 2,300 年前)及び山腹割れ目噴火が繰り返された須走-d(約 2,300 年前以降)に分けられている。</p>	<p>第4節 富士山の現況等 2 富士山の活動史</p> <p>(1) 火山はその一生の中で活動の特徴を変えることが多い。そこで、活動の特徴が類似する期間を「期」あるいは「ステージ」などとしてまとめることで、火山の噴火史の区分を行うことが一般的に行われる。このような噴火史の区分やその境界年代は、研究の進展によって変化しうる。</p> <p><u>富士山の</u>総合的調査結果である産業技術総合研究所地質調査総合センターの富士山地質図(第2版)(高田ほか、2016)では、現地調査で明らかになった富士火山噴出物の上下関係と多くの放射性炭素年代値を総合的に検討して、新しい富士山の噴火史を構築し、年代区分を行った。約 17,000 年前頃に始まる溶岩大量流出を境に、それ以前を星山期(約 10 万年前～約 17,000 年前)、それ以後を富士宮期(約 17,000 年前～約 8,000 年前)と須走期(約 8,000 年前以降)としている。須走期は、火山活動の低下を示す富士黒土層を形成した須走-a(約 8,000 年前～約 5,600 年前)、山頂及び山腹からの溶岩流出により今見られる円錐形の火山体が形成された須走-b(約 5,600 年前～約 3,500 年前)、山頂及び山腹での爆発的噴火が卓越した須走-c(約 3,500 年前～約 2,300 年前)及び山腹割れ目噴火が繰り返された須走-d(約 2,300 年前以降)に分けられている。</p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

なお、宮地(1988)等で区分されていた古富士火山は「星山期」に新富士火山は「富士宮期」「須走期」に相当する。

348 第5節 想定火口範囲及び想定される火山現象とその危険性
1 想定火口範囲

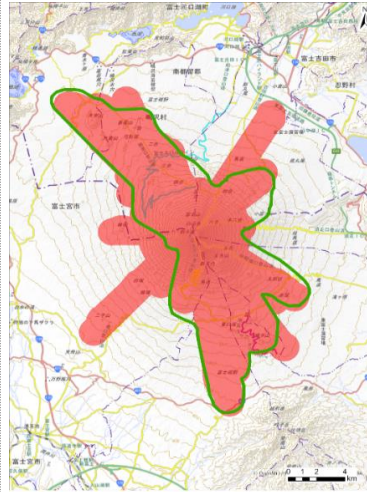


上記の図、着色部分が平成16年富士山ハザードマップ想定火口範囲、実線部分が令和3年改定版富士山ハザードマップ想定火口範囲である。

349 2 想定される火山現象とその危険性
(1) 想定される前兆現象
ウ 山体膨張(さんたいぼうちょう)
_____ 山体の一部が膨張する現象である。
(2) 火山災害事象の解説

なお、宮地(1988)等で区分されていた古富士火山は「星山期」に新富士火山は「富士宮期」「須走期」に相当する。

第5節 想定火口範囲及び想定される噴火現象とその危険性
1 想定火口範囲



左記の図、実線部分が平成16年富士山ハザードマップ想定火口範囲、着色部分が令和3年改定版富士山ハザードマップ想定火口範囲である。

2 想定される火山現象とその危険性
(1) 想定される前兆現象
ウ 山体膨張(さんたいぼうちょう)
_____ マグマの貫入等により、山体の一部が膨張する現象である。
(2) 富士山で想定される噴火現象とその解説
_____ 避難基本計画において対象としている噴火現象及びその解説を記載する。
ア 火口形成
火口とは、地下のマグマや火山ガスに運ばれた岩塊などが噴出する穴あるいは割れ目である。
噴火中の火口またはそのごく近傍では生命に危険が及ぶが、噴火前の

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
349	<p><u>エ</u> 火砕流(かさいりゅう)・火砕サージ(かさいさーじ) 高温の岩石・火山灰・火山ガスの混合物が、一団となって斜面を高速で流下する現象である。火砕流よりも密度が小さく、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と火山灰などが混じった熱風を、火砕サージと呼ぶ。いずれもその破壊力は大きく、巻き込まれた建物は消失し、人は死傷する。また、その速さは高速走行の自動車程度であるため、<u>発生が予想される場合には</u>事前に避難する必要がある。</p> <p><u>ア</u> 溶岩流(ようがんりゅう) <u>溶けた岩石が連続的に流れる</u>現象で、富士山の溶岩流の温度は1,200度ぐらいと高温であり、溶岩流の進路上にある家や道路を埋め近くの木々を燃やす。流れの速さは温度などの条件によって様々であるが、通常は、人が歩く程度若しくはそれより遅い速さである。</p>	<p><u>イ</u> 火砕流(かさいりゅう)・火砕サージ(かさいさーじ) 高温の岩石・火山灰・火山ガスの混合物が、一団となって斜面を高速で流下する現象である。火砕流よりも密度が小さく、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と火山灰などが混じった熱風を、火砕サージと呼ぶ。いずれもその破壊力は大きく、巻き込まれた建物は消失し、人は死傷する。また、その速さは高速走行の自動車程度であるため、<u>噴火前に影響範囲外に</u>事前に避難する必要がある</p> <p><u>エ</u> 溶岩流(ようがんりゅう) <u>火口から噴出したマグマが重力によって地表を流下する</u>現象で、富士山の溶岩流の温度は1,200度ぐらいと高温であり、溶岩流の進路上にある家や道路を埋め近くの木々を燃やす。流れの速さは温度などの条件によって様々であるが、通常は、人が歩く程度若しくはそれより遅い速さであり、<u>流下状況に合わせた段階を踏んだ避難が可能である。</u></p>	
350	<p><u>オ</u> 融雪型火山泥流(ゆうせつがたかざんでいりゅう) 雪が積もっている季節に噴火が発生し、火砕流などによって斜面の雪が融けて、土砂を取り込んで高速で流れ下る現象である。主に谷底など低いところを流れ下るが、<u>あふれて流れる危険性もある。山頂付近から一気に高速で流れ下るので、発生後の避難は困難であることから</u> <u>発生が予想される場合には</u> <u>は早めの避難が必要となる。</u></p> <p><u>イ</u> 降灰(こうはい) <u>細かく砕けた</u>火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、<u>降下する現象で、火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから</u> <u>堅牢な建物への避難が必要となる。</u></p>	<p><u>オ</u> 融雪型火山泥流(ゆうせつがたかざんでいりゅう) 雪が積もっている季節に噴火が発生し、火砕流などによって斜面の雪が融けて、土砂を取り込んで高速で流れ下る現象である。主に谷底など低いところを流れ下るが、<u>大量の泥流が流れると、谷をあふれて流れる危険性もある。山頂付近から一気に高速で流れ下るので、発生後の避難は困難であることから積雪期には建物の倒壊または2階への浸水のおそれがある地域では噴火前の立ち退き避難が必要となる。</u></p> <p><u>カ</u> 降灰(こうはい) <u>噴火によって火口から上空に放出された</u>火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、<u>地表に</u>降下する現象で、火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあり、<u>降灰堆積厚によっては、堅牢な建物への避難が必要となる。</u></p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

351	<p>を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。</p> <p>(3) 噴火警戒レベル 火山活動の状況に応じて「警戒の必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災行動対応」を5段階に区分して発表する指標である。噴火警報・予報に含めて発表する。富士山における噴火警戒レベルの取扱いは次のとおりである。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>市町村に対する 特別警報に位置づけられる。</p> <p>(3) 噴火警戒レベル 火山活動の状況に応じて「警戒の必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災行動対応」を5段階に区分して発表する指標である。噴火警報・予報に含めて発表する。富士山における噴火警戒レベルの取扱いは次表のとおりである</p> <p><u>なお、富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、レベル2の発表はしないこととされている。</u></p>	
-----	--	--	--

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

352

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。 ・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲は危険）。
		4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで 火口周辺	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼし、生命に危険が及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まりが見られる。
		2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活、火口周辺への立入規制等。	・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。
噴火予報	火口内等	1（活火山であること留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によっては、火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）	特になし。	・火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。 ・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲は危険）。
		4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで 火口周辺	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼし、生命に危険が及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まりが見られる。
		2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活、火口周辺への立入規制等。	・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。
噴火予報	火口内等	1（活火山であること留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によっては、火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）	特になし。	・火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。

※噴火の規模の区分は、噴出量により2～13億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。

※富士山の噴火警戒レベル2は、噴火前の火山活動が高まる段階では、火口の位置を特定して限定的な警戒範囲を示すことが困難なことから発表されず、噴火後に火山活動の低下や警戒範囲が限定される場合に発表される。

※噴火の規模の区分は、噴出量により2～13億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。

※ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに避難する大きさのものと

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表 (第4編 火山編)

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

353

(4) 降灰予報

イ 降灰予報(速報)

・噴火が発生した火山に対して

噴火発生後5～10分程度で発表。

・降灰予報(定時)を発表中の火山では、発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰量が「少量」であっても必要に応じて発表。

ウ 降灰予報(詳細)

・噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い、発表。

・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表。

・噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供。

【降灰量階級ととるべき行動等】

名称	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響	
	厚さ キーワード	イメージ	人	道路		
多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫等)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ≦1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある。道路の白線が見えなくなるおそれがある(およそ0.1～0.2で鹿児島市は除灰作業開始)	稲等の農作物が収穫できなくなったり、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがよくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可

(4) 降灰予報

イ 降灰予報(速報)

・噴火発生直後、1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を噴火発生後5～10分程度で発表。

・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、発表。

・降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰量が「少量」であっても必要に応じて発表。

ウ 降灰予報(詳細)

・噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、より精度の高い降灰量の予報を行い、噴火後20～30分程度で発表。

・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表。

・噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供。

【降灰量階級ととるべき行動等】

名称	厚さ キーワード	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響
		路面	視界	人	道路	
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫等)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある。道路の白線が見えなくなるおそれがある(およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業開始)	稲などの農作物が収穫できなくなったり、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる	降っているのがよくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可

※1 掲載写真は気象庁、鹿児島市、(株)南日本新聞社による
※2 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による想定

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第4編 火山編）

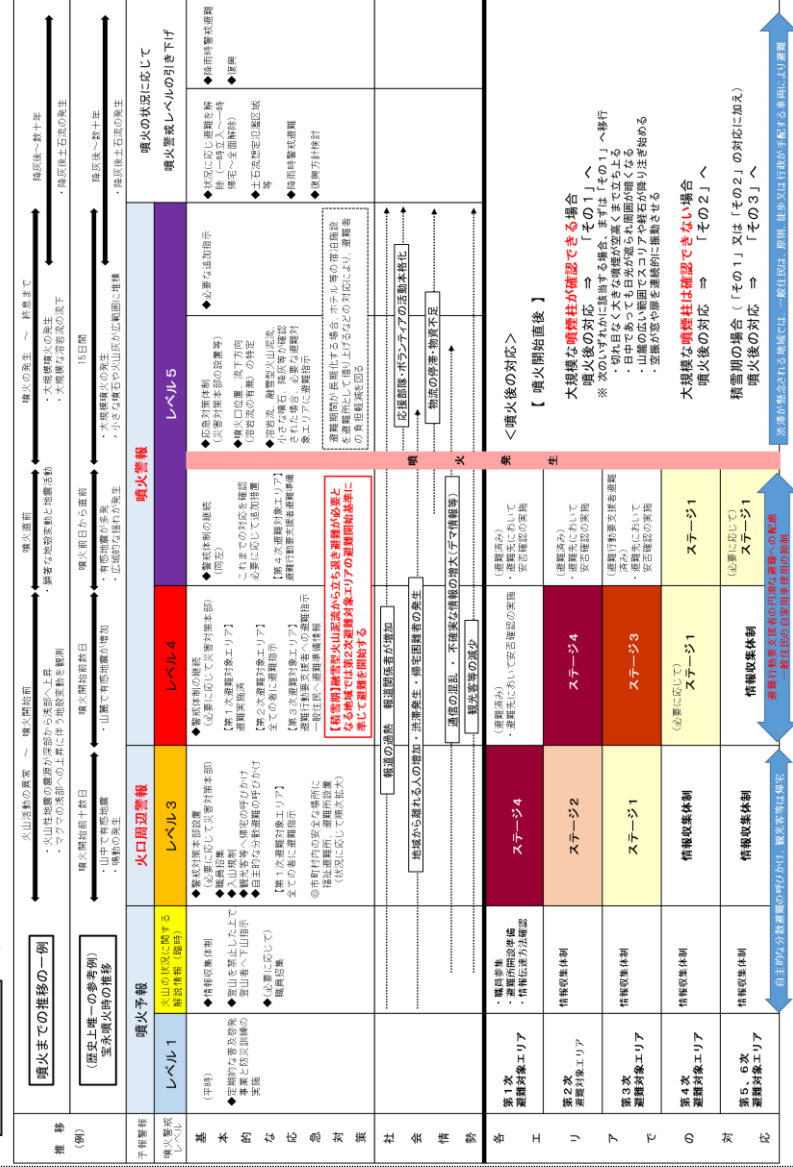
本編頁数	旧	新	改正理由
354	<hr/> <hr/> <hr/>	<p><u>(5) 火山ガス予報</u> 気象庁は居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。</p>	
354	<p><u>(5) 火山情報等</u> ウ <u>富士山</u>の火山活動解説資料</p>	<p><u>(6) 火山情報等</u> ウ _____火山活動解説資料</p>	
355	<p>第<u>7</u>節 避難計画</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第<u>8</u>節 避難計画</p> <p><u>1 噴火シナリオと避難対応ステージ</u></p> <p>避難基本計画では、平時から噴火、火山活動の終息まで段階に応じた対応を関係機関と共有できるよう噴火シナリオを作成し、その避難対応を段階ごとに「避難対応ステージ」と区分しており、これらを表記する。</p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表 (第4編 火山編)

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

噴火シナリオ

注1) 火山運動は一足跳びに急増に高まることもあり、噴火警戒レベルが階を流れて一階ずつ上昇するとは限らない。その場合は、その間に想定している応急対策を全て実施する。
 注2) 地層の変位により、対応開始のタイムリングを早める必要があるため、日頃から訓練を通じて避難に要する時間を短縮しておく必要がある。



山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

【避難対応ステージ】

避難対応 ステージ	一般住 民	避難行 動 要支援 者	避難所	福祉避 難所	その他の避難対策等
ステージ 4	避難開 始	避難開 始 又は 避難済 み	開設	開設 又は 開設済 み	安否確認
ステージ 3	避難準 備	避難開 始	開設準 備	開設	安否確認
ステージ 2	避難準 備	避難準 備	開設準 備	開設準 備	・避難行動要支援者名簿 の確認 ・避難行動要支援者の移 動手段 確保 ・情報伝達方法の確認
ステージ 1	情報収 集	避難準 備	必要に 応じて 開設準 備	開設準 備	・避難行動要支援者名簿 の確認 ・避難行動要支援者の移 動手段 確保 ・情報伝達方法の確認

※ 噴火前の対応は、噴火形態に関わらず同一であることに留意する。

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

--	--	--	--

【富士山火山避難基本計画における噴火シナリオ（噴火後の対応）】

噴火後の対応（その1）	留意事項										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">第1次避難対象エリア <small>（噴火前に避難済み）</small></td> <td>【噴火後、降灰・小さな噴石の影響が生じた地域】ステージ4に移行 降灰・小さな噴石からの避難は、屋内避難であることに留意</td> </tr> <tr> <td>第2次避難対象エリア <small>（噴火前に避難済み）</small></td> <td>降灰や小さな噴石の落下が見込まれるため、まずは、原則、屋内で安全確保</td> </tr> <tr> <td>第3次避難対象エリア <small>（避難行動要請区域は、噴火前に避難済み）</small></td> <td>水浸家屋で階高30m以上かつ階間により重量が増す階層のリスクが生じるため、きしみや歪みが生じた場合、速やかに避難の発生する建物に立ち退き避難し、救助を得</td> </tr> <tr> <td>第4次避難対象エリア <small>（避難行動要請区域は、噴火前に避難済み）</small></td> <td>噴火の落下、避難開始の可視性、降灰後土壌が硬化する可能性、道路での火災などが生じると、命は速やかに立ち退き避難を行うが、降灰中はヘルメット・ゴーグル・マスク等を着用し安全を確保する</td> </tr> <tr> <td>第5、6次避難対象エリア</td> <td>大規模な降灰が発生した場合は、車道での移動が困難となるため、むやみに影響範囲内に避難せず、支障のない建物（一部の体育館など）は、降灰の重みで屋根が損傷する可能性があるため、降灰中に避難所とすることは避ける</td> </tr> </table>	第1次避難対象エリア <small>（噴火前に避難済み）</small>	【噴火後、降灰・小さな噴石の影響が生じた地域】ステージ4に移行 降灰・小さな噴石からの避難は、 屋内避難 であることに留意	第2次避難対象エリア <small>（噴火前に避難済み）</small>	降灰や小さな噴石の落下が見込まれるため、まずは、原則、 屋内で安全確保	第3次避難対象エリア <small>（避難行動要請区域は、噴火前に避難済み）</small>	水浸家屋で階高30m以上かつ階間により重量が増す階層のリスクが生じるため、 きしみや歪みが生じた場合、速やかに避難の発生する建物に立ち退き避難し、救助を得	第4次避難対象エリア <small>（避難行動要請区域は、噴火前に避難済み）</small>	噴火の落下、 避難開始の可視性、降灰後土壌が硬化する可能性、道路での火災などが生じると、命は速やかに立ち退き避難を行うが、降灰中はヘルメット・ゴーグル・マスク等を着用し安全を確保する	第5、6次避難対象エリア	大規模な降灰が発生した場合は、車道での移動が困難となるため、むやみに影響範囲内に避難せず、 支障のない建物（一部の体育館など）は、降灰の重みで屋根が損傷する可能性があるため、降灰中に避難所とすることは避ける	<p style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">留意事項</p> <p>噴火直後は、火口周囲及び溶岩流落下の有無を確認し、落下が認められる場合、溶岩流からの避難行動を実施する。</p> <p>火山灰の直接的影響により生命・身体に深刻な危険が及ぶものではない、（降灰による建物倒壊や火災を除く）ただし、小さな噴石は高さで落下するため、ヘルメット等で身体の保護が必要、車のフロントガラスが破損する等もある。</p> <p>車道のスタックによる道路閉塞が予測されると、その後の応急対策が困難となるため、避難時に自家用車の使用は控える。</p> <p>降灰・噴水・物影の傍旁により生命・身体に危険が及ぶ患者は安全なエリアまで避難させる。</p> <p>噴火に伴い建物の大きい傾斜が発生する場合がある。地震動により、道路の通行に障害が発生する場合があることに留意。</p>
第1次避難対象エリア <small>（噴火前に避難済み）</small>	【噴火後、降灰・小さな噴石の影響が生じた地域】ステージ4に移行 降灰・小さな噴石からの避難は、 屋内避難 であることに留意										
第2次避難対象エリア <small>（噴火前に避難済み）</small>	降灰や小さな噴石の落下が見込まれるため、まずは、原則、 屋内で安全確保										
第3次避難対象エリア <small>（避難行動要請区域は、噴火前に避難済み）</small>	水浸家屋で階高30m以上かつ階間により重量が増す階層のリスクが生じるため、 きしみや歪みが生じた場合、速やかに避難の発生する建物に立ち退き避難し、救助を得										
第4次避難対象エリア <small>（避難行動要請区域は、噴火前に避難済み）</small>	噴火の落下、 避難開始の可視性、降灰後土壌が硬化する可能性、道路での火災などが生じると、命は速やかに立ち退き避難を行うが、降灰中はヘルメット・ゴーグル・マスク等を着用し安全を確保する										
第5、6次避難対象エリア	大規模な降灰が発生した場合は、車道での移動が困難となるため、むやみに影響範囲内に避難せず、 支障のない建物（一部の体育館など）は、降灰の重みで屋根が損傷する可能性があるため、降灰中に避難所とすることは避ける										
噴火後の対応（その2）	留意事項										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">第1次避難対象エリア <small>（噴火前に避難済み）</small></td> <td rowspan="2">【噴火後が生じた場合は、火山活動が小康状態になった段階で対応（第1次エリアも同じ）】 → 降灰が生じている際は、自家用車で移動は控え、「噴火後の対応（その1）」の対応が参考とする。</td> </tr> <tr> <td>第2次避難対象エリア <small>（噴火前に避難済み）</small></td> </tr> <tr> <td>第3次避難対象エリア <small>（避難行動要請区域は、噴火前に避難済み）</small></td> <td>【溶岩流の落下方向】ステージ4に移行し、必要により避難対象地域を拡大</td> </tr> <tr> <td>第4次避難対象エリア</td> <td>【溶岩流の落下方向】 ・情報に注意し、順次ステージの引き上げ ・降灰エリアの支障状態（避難者の受入、応急部隊の派遣等）の可否を判断</td> </tr> <tr> <td>第5、6次避難対象エリア</td> <td>【溶岩流の落下方向】 ・情報に注意し、順次ステージの引き上げ ・降灰エリアの支障状態の可否を判断</td> </tr> </table>	第1次避難対象エリア <small>（噴火前に避難済み）</small>	【噴火後が生じた場合は、火山活動が小康状態になった段階で対応（第1次エリアも同じ）】 → 降灰が生じている際は、自家用車で移動は控え、「噴火後の対応（その1）」の対応が参考とする。	第2次避難対象エリア <small>（噴火前に避難済み）</small>	第3次避難対象エリア <small>（避難行動要請区域は、噴火前に避難済み）</small>	【溶岩流の落下方向】ステージ4に移行し、 必要により避難対象地域を拡大	第4次避難対象エリア	【溶岩流の落下方向】 ・ 情報に注意し、順次ステージの引き上げ ・降灰エリアの支障状態（避難者の受入、応急部隊の派遣等）の可否を判断	第5、6次避難対象エリア	【溶岩流の落下方向】 ・ 情報に注意し、順次ステージの引き上げ ・降灰エリアの支障状態の可否を判断	<p style="background-color: #ffcccc; padding: 2px;">留意事項</p> <p>噴火直後は、第3次避難対象エリアのうち、特に溶岩流が長時間で到達する地域では、降灰行動をとる。</p> <p>噴火の状況（溶岩流の落下規模）により避難の拡大、縮小を行う。</p> <p>火山灰の影響が少ない場合であっても、避難は徒歩または行先が調整する車内から行う避難することで、深刻な支障・溶岩の発生を回避することも、基本避難が原則である。</p> <p>このため、溶岩流エリアについては、避難指示解除後も、仮設住宅など居住先を確保する必要のあることに留意する。</p> <p>噴火に伴い建物の大きい傾斜が発生する場合がある。地震動により、道路の通行に障害が発生する場合があることに留意。</p>	
第1次避難対象エリア <small>（噴火前に避難済み）</small>	【噴火後が生じた場合は、火山活動が小康状態になった段階で対応（第1次エリアも同じ）】 → 降灰が生じている際は、自家用車で移動は控え、「噴火後の対応（その1）」の対応が参考とする。										
第2次避難対象エリア <small>（噴火前に避難済み）</small>											
第3次避難対象エリア <small>（避難行動要請区域は、噴火前に避難済み）</small>	【溶岩流の落下方向】ステージ4に移行し、 必要により避難対象地域を拡大										
第4次避難対象エリア	【溶岩流の落下方向】 ・ 情報に注意し、順次ステージの引き上げ ・降灰エリアの支障状態（避難者の受入、応急部隊の派遣等）の可否を判断										
第5、6次避難対象エリア	【溶岩流の落下方向】 ・ 情報に注意し、順次ステージの引き上げ ・降灰エリアの支障状態の可否を判断										
噴火後の対応（その3）	留意事項										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">第1次避難対象エリア <small>（噴火前に避難済み）</small></td> <td rowspan="2">【溶岩型火山泥流への備えとして、立ち退き避難が必要な地域からは、原則として噴火前に避難するため、それ以外の地域での対応を認識】</td> </tr> <tr> <td>第2次避難対象エリア <small>（噴火前に避難済み）</small></td> </tr> <tr> <td>第3次避難対象エリア <small>（避難行動要請区域は、噴火前に避難済み）</small></td> <td>噴火時の状況、避難型火山泥流ドリルマップ（危険度区分、最長到達時間）等を参考に必要に応じてステージ4に移行</td> </tr> <tr> <td>第4次避難対象エリア</td> <td>【溶岩型火山泥流】は、避難する時間的余裕がないため、噴火発生後は、2階以上へ垂直避難し、安全を確保する</td> </tr> <tr> <td>第5、6次避難対象エリア</td> <td>・たゆみに階外へ出ると落下する泥流に巻き込まれる可能性があるため、まずは、屋内で安全を確保する</td> </tr> </table>	第1次避難対象エリア <small>（噴火前に避難済み）</small>	【溶岩型火山泥流への備えとして、立ち退き避難が必要な地域からは、原則として噴火前に避難するため、それ以外の地域での対応を認識】	第2次避難対象エリア <small>（噴火前に避難済み）</small>	第3次避難対象エリア <small>（避難行動要請区域は、噴火前に避難済み）</small>	噴火時の状況、 避難型火山泥流ドリルマップ（危険度区分、最長到達時間） 等を参考に必要に応じて ステージ4に移行	第4次避難対象エリア	【溶岩型火山泥流】は、避難する時間的余裕がないため、噴火発生後は、2階以上へ垂直避難し、安全を確保する	第5、6次避難対象エリア	・ たゆみに階外へ出る と落下する泥流に巻き込まれる可能性があるため、まずは、 屋内で安全を確保する	<p style="background-color: #ffcccc; padding: 2px;">留意事項</p> <p>溶岩型火山泥流に対しては、溶岩流が落下する可能性があるため、溶岩流の落下方向は、必要に応じて避難を開始する。</p> <p>噴火時には、河川区域内からの立ち退きを徹底する。</p> <p>溶岩型火山泥流の落下後は、建築物により車道での移動が困難となるため、市町村外への避難が必要となる場合、通行可能なルートの変更や移動のための車両手配を実施する。</p>	
第1次避難対象エリア <small>（噴火前に避難済み）</small>	【溶岩型火山泥流への備えとして、立ち退き避難が必要な地域からは、原則として噴火前に避難するため、それ以外の地域での対応を認識】										
第2次避難対象エリア <small>（噴火前に避難済み）</small>											
第3次避難対象エリア <small>（避難行動要請区域は、噴火前に避難済み）</small>	噴火時の状況、 避難型火山泥流ドリルマップ（危険度区分、最長到達時間） 等を参考に必要に応じて ステージ4に移行										
第4次避難対象エリア	【溶岩型火山泥流】は、避難する時間的余裕がないため、噴火発生後は、2階以上へ垂直避難し、安全を確保する										
第5、6次避難対象エリア	・ たゆみに階外へ出る と落下する泥流に巻き込まれる可能性があるため、まずは、 屋内で安全を確保する										

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
355	<p>1 噴火の概略シナリオ 富士山の起こりうる噴火について、必ずしも起こりうる全ての現象や推移を網羅したものではないが、富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年6月）で示された噴火のシナリオを表記する。 （図略）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>2 噴火の概略シナリオ 富士山の起こりうる噴火について、必ずしも起こりうる全ての現象や推移を網羅したものではないが、富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年6月）で示された噴火のシナリオを表記する。 （図略）</p> <p>3 噴火現象の影響想定範囲及び避難対象エリア <u>富士山の噴火現象の影響が想定される範囲は、本計画で示す影響想定範囲とし、その影響範囲を図1から図6に示す。なお、各噴火現象の影響想定範囲は、噴火した場合にその全域に影響が及ぶものではなく、実際の影響範囲は、噴火の形態、火口形成の位置、噴火の規模、積雪の有無など様々な条件によって変化する。影響想定範囲の中で避難の検討が必要な範囲を避難対象エリアとし、噴火現象の状況に応じて避難指示の対象地域を検討する。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	
356	<p>2 対象とする火山現象、影響想定範囲及び避難対象エリア (1) 対象とする火山現象 ア 火口形成 イ 火砕流・火砕サージ ウ 大きな噴石 エ 溶岩流 オ 融雪型火山泥流 <u>カ 降灰・小さな噴石</u> <u>キ 降灰後の降雨による土石流</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(1) 対象とする噴火現象 ア 火口形成 イ 火砕流・火砕サージ（以下「火砕流等」という。） ウ 大きな噴石 エ 溶岩流 オ 融雪型火山泥流 <u>カ 降灰</u> キ 小さな噴石 <u>ク 降灰後土石流</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	
357	<p>(2) 各火山現象の影響想定範囲 <u>富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年6月）及び広域避難計画で示された範囲とし、その影響想定範囲を図1から図5に示す。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(2) 各噴火現象の影響想定範囲 <u>本計画において(1)に記載する噴火現象の避難対象範囲及び避難時期等を定めるため、参考として、富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年3月）及び避難基本計画で示された、それぞれの影響想定範囲を図1から図6に示す。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

357

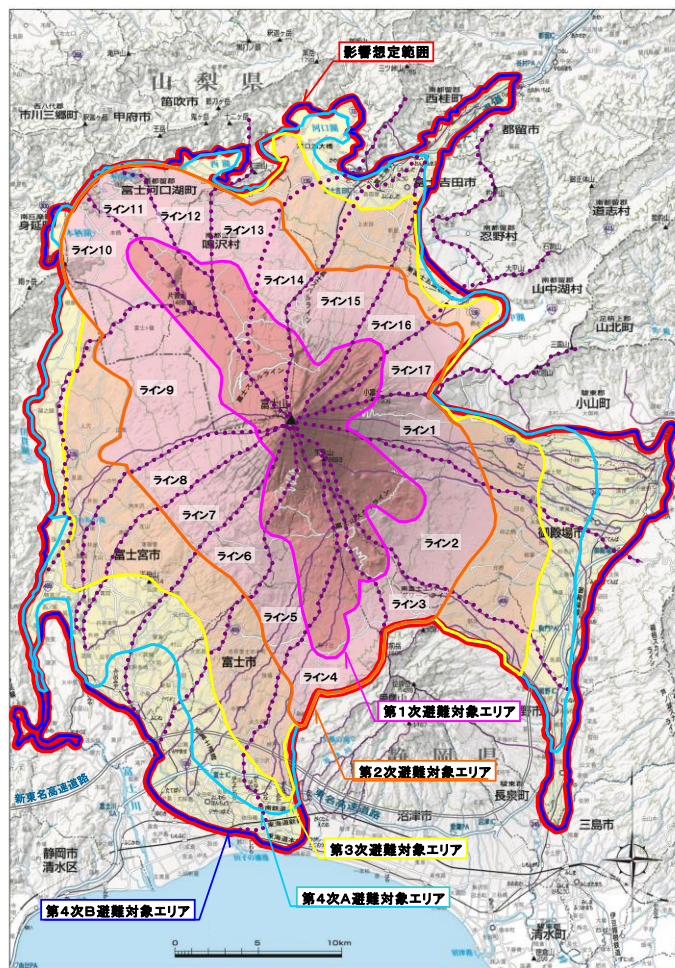
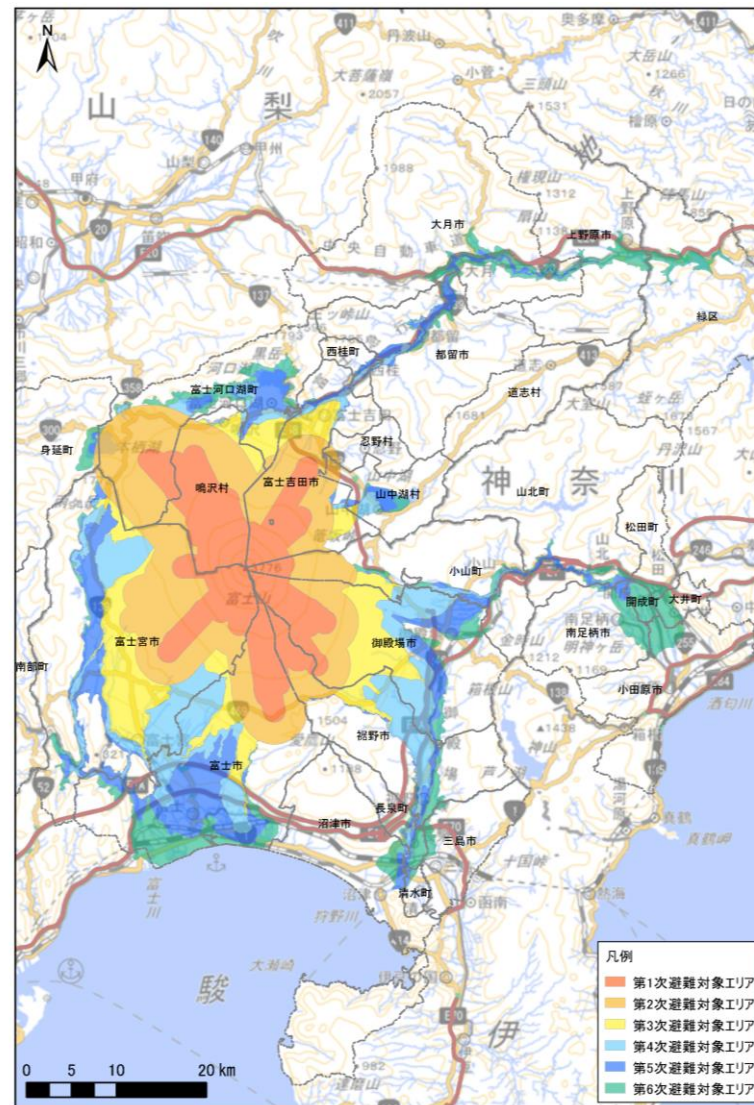


図1 想定火口範囲、大きな噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流の影響想定範囲と避難対象エリア



※出展: 国土地理院タイル

図1 溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表 (第4編 火山編)

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

358

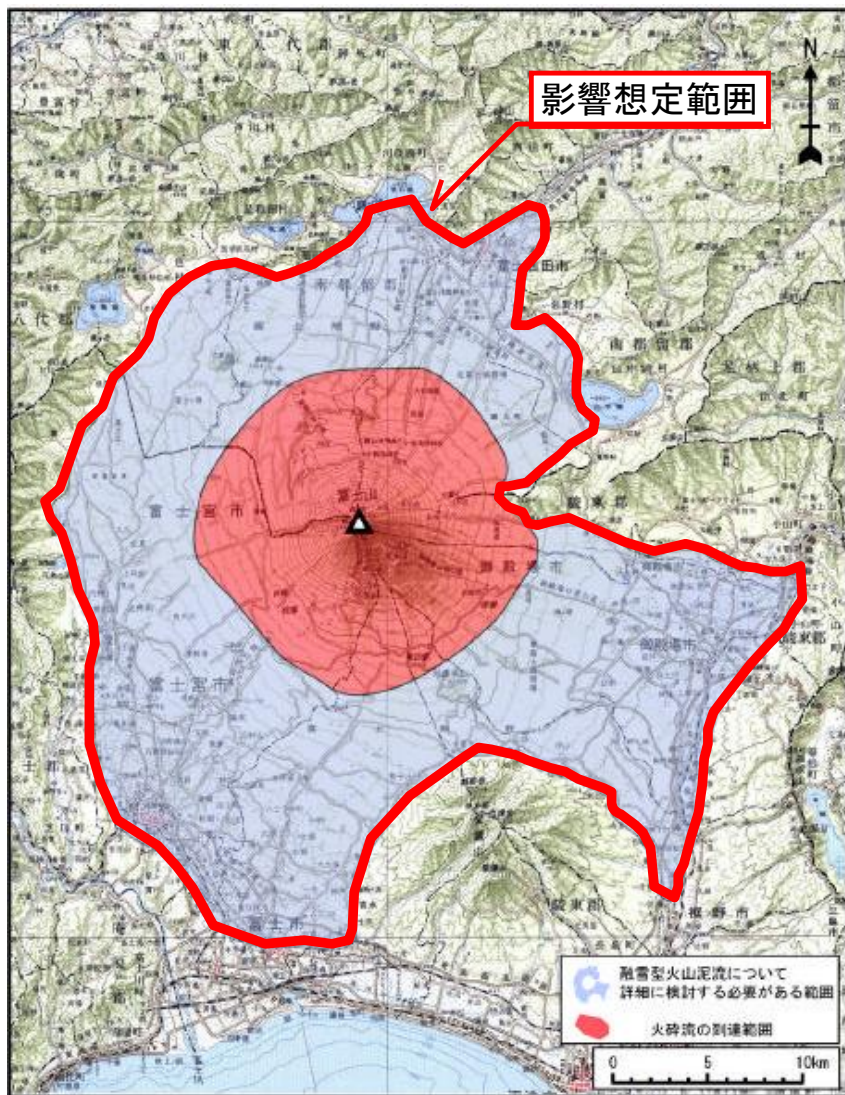


図2 融雪型火山泥流の影響想定範囲



図2 融雪型火山泥流の可能性マップ(到達範囲)

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

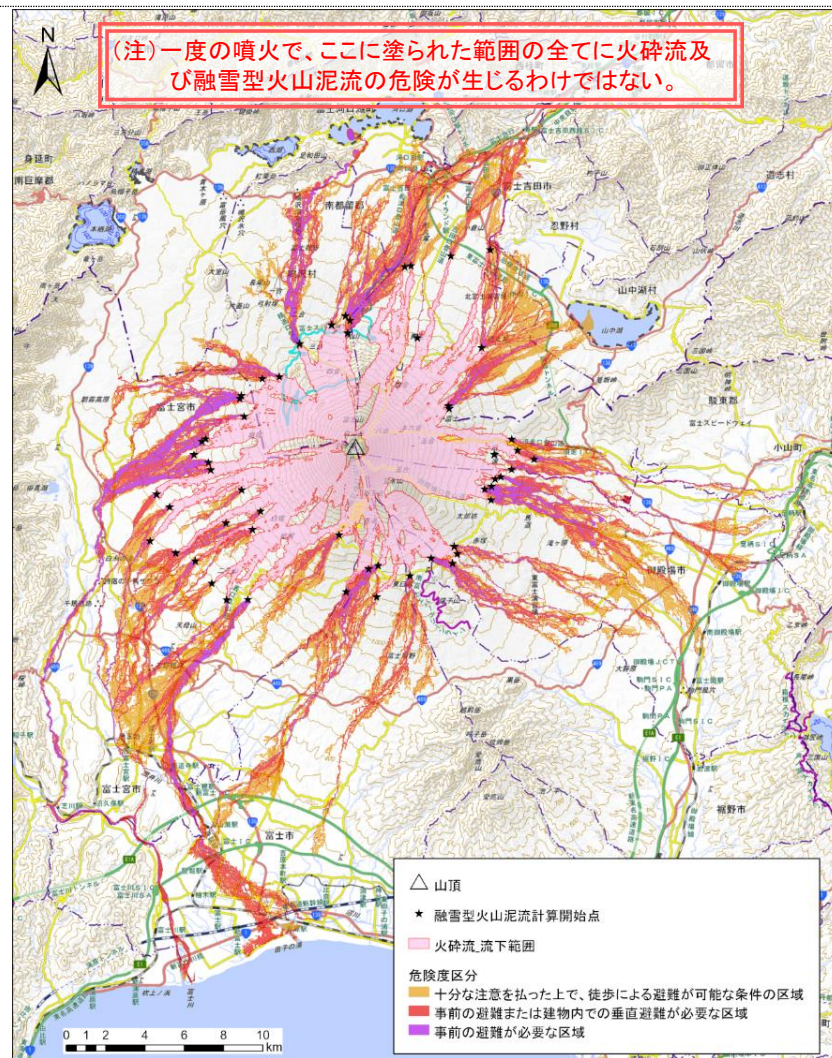


図3 融雪型火山泥流ドリルマップの重ね合わせ図(危険度区分)

t

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表 (第4編 火山編)

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

358

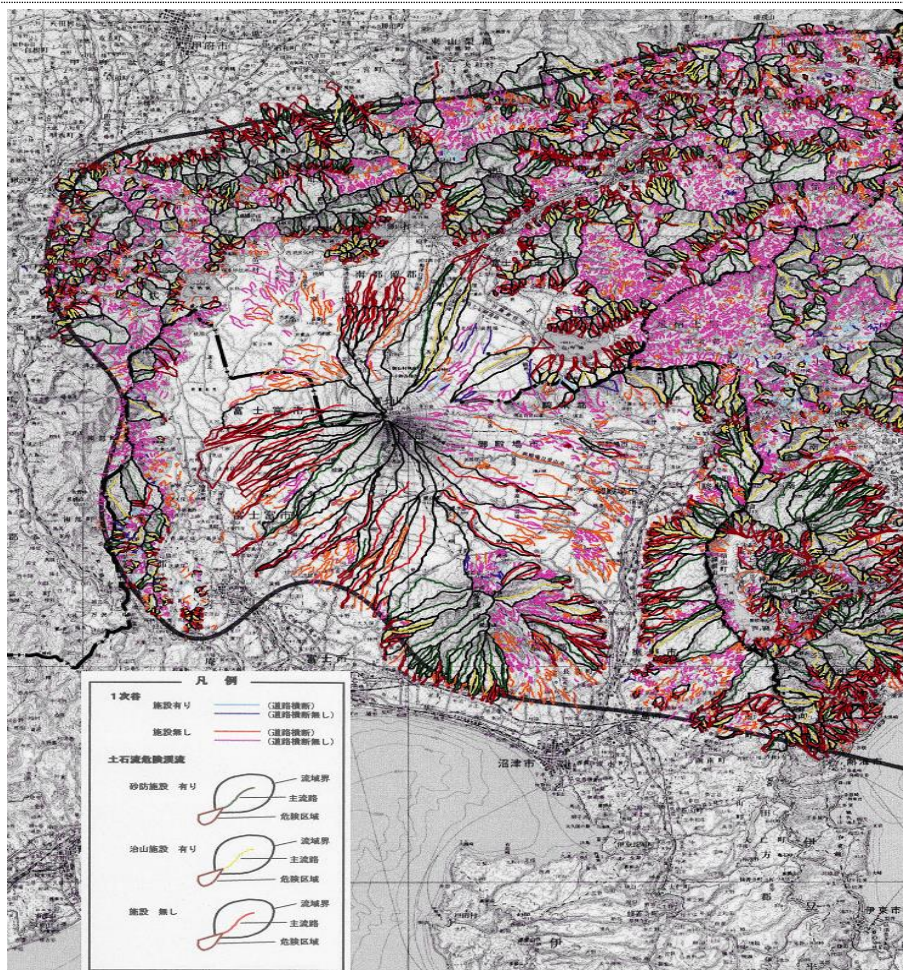


図3 降灰後土石流の影響想定範囲



図4 降灰後土石流の影響想定範囲

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

359

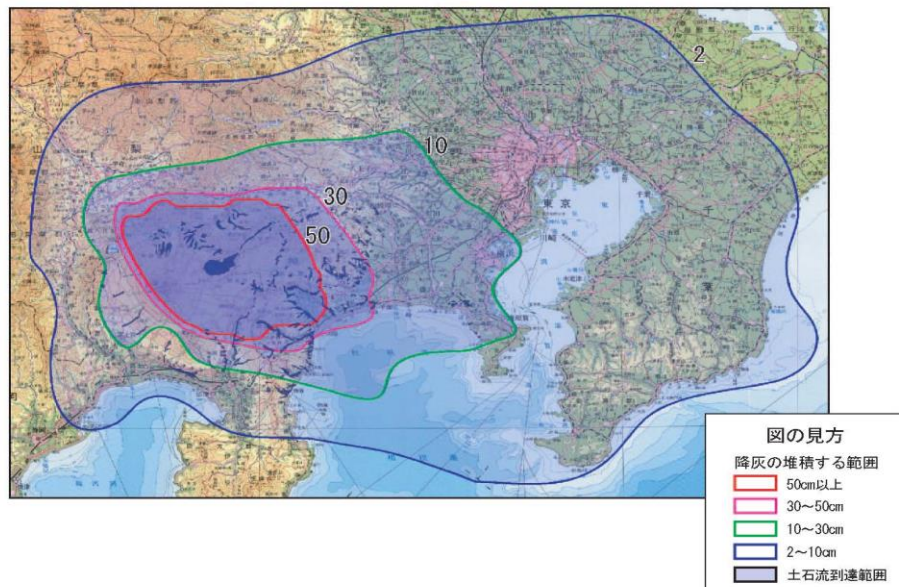


図4 降灰の影響想定範囲

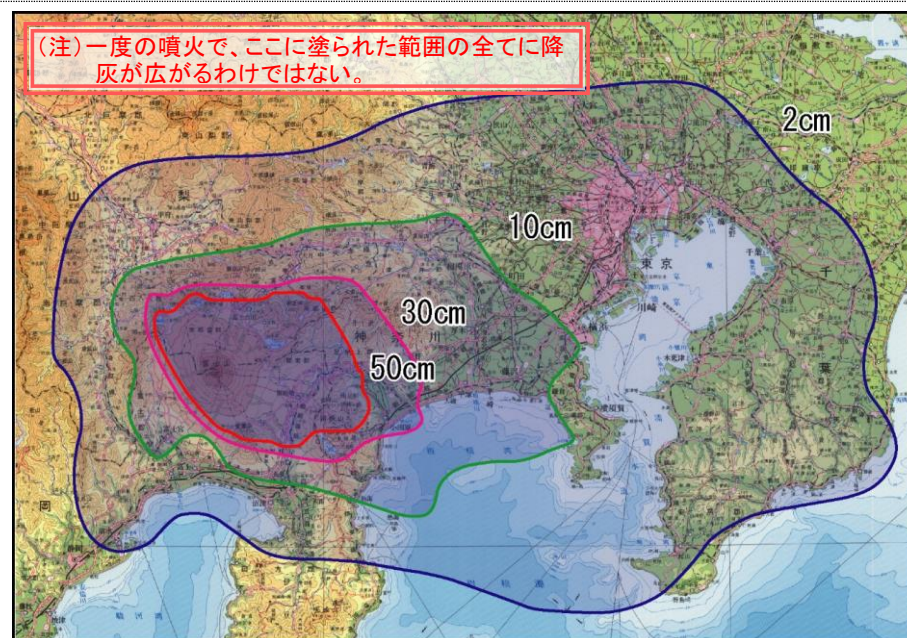


図5 降灰の影響想定範囲

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

360

(3) 避難対象となる範囲

避難基本計画で定める想定影響範囲と避難対象エリアは次のとおりである。

火山現象	避難対象	説明
大きな火口形成、火砕流、大きな噴石、火砕岩流、火砕岩流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 (火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流)
	第1次避難対象エリア	想定火口範囲
	第2次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流(3時間以内)到達範囲
	第3次避難対象エリア	溶岩流(3時間-24時間)到達範囲
	第4次A避難対象エリア	溶岩流(24時間-7日間)到達範囲
	第4次B避難対象エリア	溶岩流(7日間-約40日間)到達範囲
融雪型火山泥流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 ※融雪型火山泥流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。
	避難対象エリア	融雪型火山泥流の流下、堆積が予想される範囲 (シミュレーション結果等により流下が想定される部分)
降灰	影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲(降灰堆積深2cm以上)
	避難対象エリア	降灰堆積深が30cm以上になると想定される範囲※1※2※3
	屋内退避対象エリア	降灰堆積深が30cm未満と想定される範囲※2
小さな噴石	影響想定範囲	1cm以上の小さな噴石の降下が想定される範囲
降灰後土石流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 ※降灰後土石流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。
	避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域

※1 避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。

※2 気象庁があらかじめ実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向等の気象条件等を加味して判断する。また、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。

※3 降灰堆積状況の観測により得られた降灰分布図も参考にする。

362

(3) 避難対象となる範囲

避難基本計画で定める想定影響範囲と避難対象エリアは次のとおりである。

火山現象	避難対象	対象とする範囲 (可能性マップの示す範囲)
大きな火口形成、火砕流、大きな噴石、火砕岩流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 (火口形成、火砕流等、大きな噴石、溶岩流)
	第1次避難対象エリア	想定火口範囲
	第2次避難対象エリア	火砕流等、大きな噴石の到達可能性範囲
	第3次避難対象エリア	溶岩流(3時間以内)の到達可能性範囲
	第4次避難対象エリア	溶岩流(3時間-24時間)の到達可能性範囲
	第5次避難対象エリア	溶岩流(24時間-7日間)の到達可能性範囲
融雪型火山泥流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 ※融雪型火山泥流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。
	避難対象エリア	融雪型火山泥流ドリルマップ(危険度区分)における事前の避難が必要な区域
降灰	影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲(降灰堆積厚2cm以上)
	避難対象エリア	大規模な降灰が生じた範囲のうち、停電、断水、物資の供給が困難なため避難が必要となる地域を総合的に判断
	屋内退避対象エリア	降灰堆積厚が30cm未満と想定される範囲※1
小さな噴石	影響想定範囲	1cm以上の小さな噴石の降下が想定される範囲 (屋内退避)
降灰後土石流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 ※降灰後土石流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。
	避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域

※1 避難対象エリアの基準となる降灰堆積厚は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

361 3 段階的な避難

噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、 段階的に避難準備や避難を行う。

(1) 噴火前(噴火警戒レベルの上昇)と噴火開始直後の避難

噴火警戒レベル	溶岩流					融雪型火山泥流	降灰	小さな噴石	降灰後土石流	
	火砕流、大きな噴石									
	火口形成									
噴火前	第1次避難対象エリア	第2次避難対象エリア	第3次避難対象エリア	第4次A避難対象エリア	第5次B避難対象エリア	避難対象エリア	避難対象エリア	屋内退避対象エリア	影響想定範囲	避難対象エリア
	避難準備・避難	避難	避難	避難	避難	-	-	-	-	-
	入山規制【全方位】	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	避難 避難 避難 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	-	-	-	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	【降灰前に避難を要する場合】	-	-	-
	避難 避難 避難 【全方位】	避難 避難 避難 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	-	-	避難 避難 避難 【全方位】	避難 避難	避難準備 避難準備	-	-
噴火開始直後	避難 避難 避難 【全方位】	避難 避難 避難 【全方位】	避難 避難 避難 【必要なエリア】	避難準備 避難 入山規制 【必要なエリア】	-	避難 避難 避難 【必要な範囲】	【降灰可能性マップの範囲】 避難準備 避難準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	-

※上段：一般住民 中段：避難行動要支援者 下段：観光客・登山者

4 段階的な避難

噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、以下の表に基づき段階的に避難準備や避難を行う。

(1) 噴火前(噴火警戒レベルの上昇)と噴火開始後の避難

噴火警戒レベル	避難対象者区分	溶岩流						融雪型火山泥流	降灰	小さな噴石	降灰後土石流
		火砕流等、大きな噴石、火口形成									
		第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次				
噴火前	一般住民	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	避難行動要支援者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	観光客・登山者	下山・帰宅(5合目以上)	-	-	-	-	-	-	-	-	
	一般住民	避難	避難準備	避難	避難	避難	避難	避難準備	-	-	
	避難行動要支援者	避難	避難準備	避難	避難	避難	避難	避難準備	-	-	
噴火開始直後	一般住民	避難	避難	避難	避難	避難	避難	避難	-	-	
	避難行動要支援者	避難	避難	避難	避難	避難	避難	避難	-	-	
	観光客・登山者	入山規制	入山規制	入山規制	入山規制	入山規制	入山規制	入山規制	-	-	
	一般住民	避難	避難	避難	避難	避難	避難	避難	事前避難	屋内退避準備	屋内退避準備
	避難行動要支援者	避難	避難	避難	避難	避難	避難	避難	事前避難	屋内退避準備	屋内退避準備

※1 噴火前及び噴火開始直後の溶岩流及び融雪型火山泥流からの避難においては全方向において避難対象者区分ごとに避難準備や避難等を行う。

※2 融雪型火山泥流ドリルマップ(危険度区分)における事前の避難が必要な区域。

※3 降灰の避難対象エリアは、火口位置や噴火時点で予想される気象データ等を計算条件として気象庁が実施するシミュレーションを基に降灰により住民生活の維持が困難となる地域を噴火の状況や火山専門家の助言

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

361

(2) 噴火開始後の現象発生別の避難

区分	溶岩流					降灰		小さな噴石	降灰後土石流
	第1次 避難対象エリア ^{※7}	第2次 避難対象エリア ^{※7}	第3次 避難対象エリア ^{※7}	第4次A 避難対象エリア ^{※7}	第5次B 避難対象エリア ^{※7}	避難対象エリア ^{※7}	屋内退避 対象エリア ^{※7}	影響想定 範囲	降灰域内の避難 対象エリア ^{※7}
現象の発生	溶岩流の流下の場合					火山灰の降下の場合		小さな噴石の 降下の場合	土石流の危険 がある場合
噴火開始後	避難 避難 避難 【対象7/1】	避難 避難 避難 【対象7/2】	避難 避難 避難 【対象7/3】	避難 避難 避難 【対象7/4】	避難準備 避難 入山規制 【対象7/5】	避難 避難 避難 【対象7/6】	避難 避難 避難 【対象7/7】	降灰シミュレーション (気象庁作成)の範囲 等を参考に設定 避難 避難 避難	屋内退避 屋内退避 屋内退避

※A 第4次A避難対象エリアに流下の可能性がある場合
 ※B 第4次B避難対象エリアに流下の可能性がある場合

を併せて参考とする。

※4 降灰後土石流の避難対象エリアは、国土交通省による緊急調査の結果を基本とする。しかし、降灰後に降雨があった場合、緊急調査結果がなくても状況に応じて避難対象範囲を設定する。

※5 必要に応じて避難準備

(2) 噴火状況判明後の避難

区分	避難対象者 区分 ^{※6}	溶岩流 ^{※6}						融雪型 火山泥流 ^{※6}	降灰 ^{※6}	小さな噴石 ^{※6}	降灰後 土石流 ^{※6}
		第1次 ^{※6} 避難対象エリア ^{※6}	第2次 ^{※6} 避難対象エリア ^{※6}	第3次 ^{※6} 避難対象エリア ^{※6}	第4次 ^{※6} 避難対象エリア ^{※6}	第5次 ^{※6} 避難対象エリア ^{※6}	第6次 ^{※6} 避難対象エリア ^{※6}	避難対象エリア ^{※6}	避難対象エリア ^{※6}	屋内退避 対象エリア ^{※6}	影響想定 範囲 ^{※6}
現象の発生	— ^{※6}	溶岩流の流下の場合 ^{※6}						— ^{※6}	火山灰の降下の場合	小さな噴石の 降下の場合	土石流の危険 がある場合 ^{※6}
噴火状況判明後	一般住民 ^{※6} 避難行動要請区域 ^{※6} 観光客・登山客 ^{※6}	避難 ^{※6} 避難 ^{※6} 入山規制 ^{※6}	避難 ^{※6} 避難 ^{※6} 入山規制 ^{※6}	避難 ^{※6} 避難 ^{※6} 入山規制 ^{※6}	避難 ^{※6} 避難 ^{※6} 入山規制 ^{※6}	避難 ^{※6} 避難 ^{※6} 入山規制 ^{※6}	避難準備 ^{※6} 避難 ^{※6} 入山規制 ^{※6}	避難 ^{※6} — ^{※6} (事前避難) ^{※6}	避難 ^{※6} 避難 ^{※6} 屋内退避 ^{※6}	屋内退避 ^{※6} 屋内退避 ^{※6} 屋内退避 ^{※6}	避難準備/避難 ^{※6} 避難準備/避難 ^{※6} 避難準備/避難 ^{※6}

—：避難行動の対象外^{※6}

※6 第5次避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合。

※7 第6次避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合。

※8 噴火後には、気象庁等による観測の成果として、気象庁から火口位置の情報が提供される。その情報を基に国土交通省が作成し、協議会に提供される「リアルタイムハザードマップ」又は既存の「溶岩流ドリルマップ」に基づき避難対象範囲を設置する。

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

362

4 広域避難に係る基本事項

(1) 溶岩流等(火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流)からの避難は、自家用車等による避難を基本とし、噴火の規模によっては市町村外への広域避難となる。

(2) 広域避難先の調整

ア 県は、避難先となる受入市町村を決定し、避難実施市町村に示し避難受入に関する事項について調整する。

イ 避難実施市町村は、県から示された受入市町村に基づき、受入避難所を決定する。この際、受入市町村に一時集結地を設け避難者を一旦集合させ、受入避難所の細部についての指示を行う等、避難の混乱を防ぐものとする。(図6)

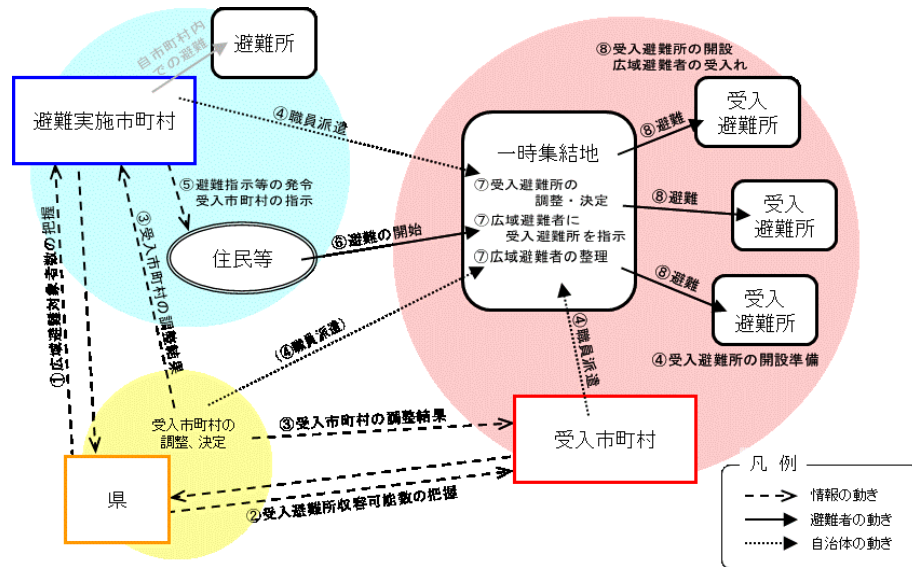


図6 広域避難の受入調整フロー図

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第4編 火山編）

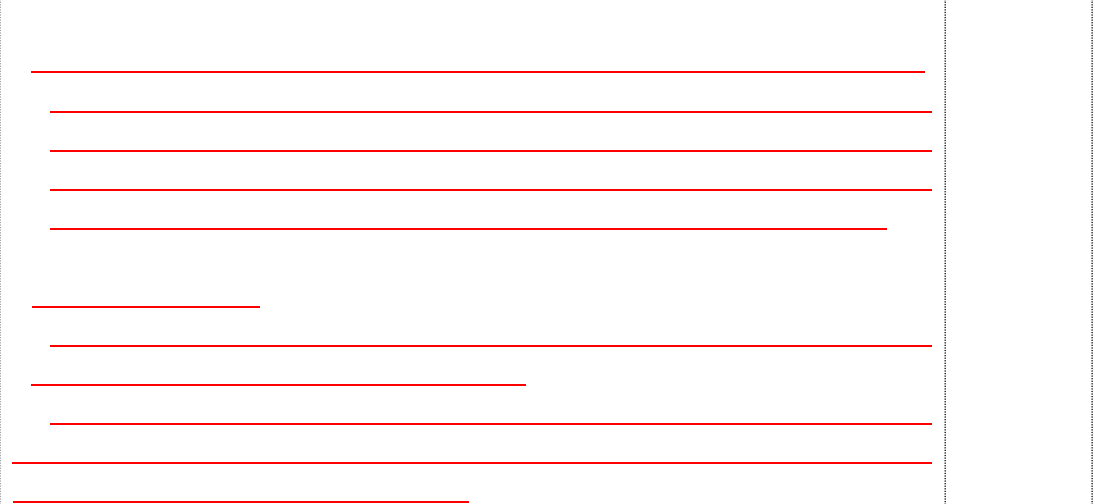
本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

ウ 広域避難者は同一県内の他市町村で受入れることを基本とするが、受入避難所の収容可能数の不足や火山活動等の状況等から、静岡県、神奈川県への避難が必要となった場合には、県は広域避難者の受入れを要請する。ただし、被災等により各県も受入れが困難な場合は、国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入れを要請する。

(3) 広域避難路の指定

協議会は、広域避難を円滑に実施するため、広域避難の軸となる路線、区間を広域避難路として指定している(図7)。

避難実施市町村は、広域避難ルートを検討の上、広域避難路までの接続道路及び広域避難路から受入市町村の一時集結地や受入避難所までの接続道路をあらかじめ避難路として指定する。



363

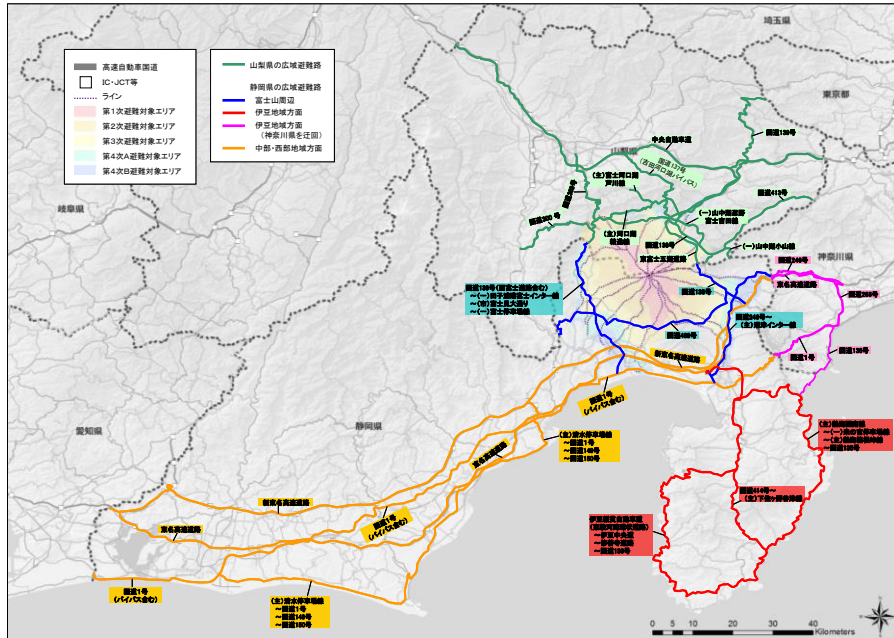


図7 広域避難路

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
364	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第3節 避難活動体制の整備</p> <p>1 避難に関する体制の整備</p> <p>(2) 県及び富士山周辺市町村は、噴火被害が広範囲に及ぶ可能性を想定して、近隣市町村へ避難<u>するための広域避難計画の策定に努める。</u></p> <p>2 市町村避難計画の策定</p> <p>(3) 富士山周辺市町村は、<u>高齢者等避難、避難</u> 指示により、住民等が近隣の市町村に分散して避難することに備え、事前に近隣市町村と避難者の受け入れなど必要な事項について、<u>協定を締結</u>するように努める。</p> <p>(4) <u>大量降灰の</u> <u>影響が10cm以上と予想され、降灰後の降雨による土石流が予想される甲府市、大月市、笛吹市、上野原市、中央市、市川三郷町及び道志村（以下「降灰後危険予想範囲市町村」という。）においても、必要に応じて避難計画を作成する。</u></p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第3節 避難活動体制の整備</p> <p>1 避難に関する体制の整備</p> <p>(2) 県及び富士山周辺市町村は、噴火被害が広範囲に及ぶ可能性を想定して、近隣市町村への避難<u>が必要となる人口・車両数等の把握に努める。</u></p> <p>2 市町村避難計画の策定</p> <p>(3) 富士山周辺市町村は、<u>避難のための立ち退きの</u> 指示により、住民等が近隣の市町村に分散して避難することに備え、事前に近隣市町村と避難者の受け入れなど必要な事項について<u>調整</u> するように努める。</p> <p>(4) <u>火山災害警戒地域の指定を受けていない市町村であっても、富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書における降灰可能性マップにおいて降灰堆積厚の影響が10cm以上と想定され、降灰後の降雨による土石流が予想される甲府市、<u> </u>笛吹市、<u> </u>中央市、市川三郷町及び道志村（以下「降灰後危険予想範囲市町村」という。）においては、必要に応じて避難計画を作成する。</u></p> <p>3 避難促進施設</p> <p>(1) 避難促進施設の指定</p> <p>火山災害警戒地域に指定されている市町村は、活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号に基づき、火山災害警戒地域内にある施設で、噴火現象の発生時に施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地を市町村地域防災計画に明記するものとする。</p> <p>(2) 指定の基準</p> <p>避難促進施設の指定においては、協議会が策定した「避難促進施設(避難確保計画の作成)に関する取組の協議会統一基準」によるものとする。</p>	
365	<p>3 避難場所及び避難所の整備</p> <p>富士山周辺市町村は、<u>噴火による災害から避難する住民等の指定緊急避難場所及び指定避難所の整備・指定について、</u></p>	<p>4 避難場所及び避難所の整備</p> <p>富士山周辺市町村は、<u>避難基本計画及び本計画に定める事項を基に、あらかじめ噴火による災害から避難する住民等の指定緊急避難場所及び指定</u></p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
	<p>次の点に留意するものとする。</p> <p>(1) <u>車両で集団避難する場合の二次避難地(指定緊急避難場所)をあらかじめ指定する。</u></p> <hr/> <p>(2) <u>要配慮者</u>の避難については、再避難をさける地域とする。</p> <p>(3) 大量の降灰を想定して、<u>堅固建物の確保に努める。</u></p> <p>(4) 避難所として指定した建物について、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。</p> <p>(5) 指定避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。</p> <p>(6) 指定避難所に食糧、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>(7) <u>一次・二次避難地</u>(指定緊急避難場所)は、原則として徒歩で避難できる範囲とする。</p> <p>(8) 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努める。</p> <p>(9) 避難所の整備及び運営方法等については、自主防災組織の他、各地域の様々な立場の住民と事前に協議等を行い、発災時に迅速な対応ができるよう努める。</p>	<p><u>避難所の整備・指定するものとし、特に次の点に留意するものとする。</u></p> <p>(1) <u>指定緊急避難場所及び指定避難所については、噴火前に避難が必要な第1次避難対象エリア及び第2次避難対象エリアより外側とする。</u></p> <p>(2) <u>指定緊急避難場所及び指定避難所の開設にあたっては、噴火状況に応じて安全性の確認を行う。</u></p> <p>(3) <u>避難行動要配慮者(以下「要配慮者」という。)</u>の避難については、再避難をさける地域が望ましい。</p> <p>(4) 大量の降灰の避難を想定して、<u>鉄筋コンクリート造等の堅固建物の確保に努める。</u></p> <p>(5) 避難所として指定した建物について、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。</p> <p>(6) 指定避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。</p> <p>(7) 指定避難所に食糧、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>(8) <u>指定緊急避難場所は、原則として徒歩で避難できる範囲とする。</u></p> <p>(9) 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努める。</p> <p>(10) 避難所の整備及び運営方法等については、自主防災組織の他、各地域の様々な立場の住民と事前に協議等を行い、発災時に迅速な対応ができるよう努める。</p> <p>(11) <u>多数の住民や滞留する観光客等の避難が必要となる場合に備え、民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努める。</u></p>	
365	<p>4 避難経路の設定</p> <p>(1) 富士山周辺市町村の長は、速やかに住民が避難できるように、<u>車両の使用や渋滞予測</u>、避難に要する時間、噴火災害や土砂崩れの危険性などを考慮して、避難経路をあらかじめ設定する。</p>	<p>5 避難経路の設定</p> <p>(1) 富士山周辺市町村の長は、速やかに住民が避難できるように、<u>徒歩等での</u>避難に要する時間、火山災害や土砂崩れの危険性などを考慮して、避難経路をあらかじめ設定する。</p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
365	<p>第4節 災害に強いまちづくり</p> <p>1 安全な土地利用</p> <p>(3) 県及び富士山周辺市町村は、噴火による被害軽減を図るため、土地の所有者及び利用者に対し、富士山ハザードマップに基づく火山現象の影響予想範囲に関する情報提供を積極的に行う。</p>	<p>第4節 災害に強いまちづくり</p> <p>1 安全な土地利用</p> <p>(3) 県及び富士山周辺市町村は、噴火による被害軽減を図るため、土地の所有者及び利用者に対し、富士山ハザードマップに基づく噴火現象の影響予想範囲に関する情報提供を積極的に行う。</p>	
366	<p>5 ライフライン施設等の安全性確保</p> <p>ライフライン施設管理者(事業者等)は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p>	<p>5 ライフライン施設等の安全性確保</p> <p>ライフライン施設管理者(事業者等)は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。また、施設内より集塵した降灰の仮置き場の確保及び設備の洗浄に努めるものとする。</p>	下水道室修正
366	<p>第6節 情報伝達体制の整備</p> <p>1 異常現象発見時の通報体制</p> <p>(5) 通報を要する異常現象</p> <p>ア 噴煙_____</p> <p>噴煙_____の出現、増加又は減少、色の変化</p>	<p>第6節 情報伝達体制の整備</p> <p>1 異常現象発見時の通報体制</p> <p>(5) 通報を要する異常現象</p> <p>ア 噴煙(噴気を含む)</p> <p>噴煙(噴気)の出現、増加又は減少、色の変化</p>	
368	<p>第8節 火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育</p> <p>8 普及・教育内容</p> <p>(8) 広域避難計画</p>	<p>第8節 火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育</p> <p>8 普及・教育内容</p> <p>(8) 避難基本計画</p>	
378	<p>10 災害教訓の伝承</p> <p>県及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑(災害に関する石碑やモニュメント等)の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	<p>10 災害教訓の伝承</p> <p>県及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。</p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
		<p><u>始を検討する。なお、「避難促進施設(避難確保計画の作成)に関する取組の協議会統一基準」に基づいて市町村が避難促進施設として指定した施設については、スタッフ及び入院・入所者の安全を確保するため、避難確保計画を作成する。</u></p> <p><u>(6) 避難開始のタイミングや範囲について、避難基本計画を基本とするが、地域の実情に応じた対応とすることも差し支えない。</u></p> <p><u>(7) その他、各施設においては、富士山火山避難基本計画に記載された社会福祉施設等が避難対策にあたって検討すべき事項等を参考に体制整備に努める。</u></p> <p><u>4 乳幼児・児童・生徒の避難体制整備</u></p> <p><u>富士山火山避難基本計画に定めるとおり第1次から第6次避難対象エリア内の全ての学校・児童関連施設において、噴火警戒レベルが3に引き上げられた時点で原則として速やかに休校等の措置を行う。</u></p> <p><u>(1) 休校後の引き渡し等については、各施設の立地条件に応じて、保護者への引き渡し又は集団避難後に引き渡す等の具体的な引き渡し方法を予め検討しておくものとする。</u></p> <p><u>(2) 避難対象エリア外の施設においても、大規模な降灰が生じた場合には影響が及ぶため、同様に休校措置を検討することが望ましい。</u></p> <p><u>(3) 「避難促進施設(避難確保計画の作成)に関する取組の協議会統一基準」に基づいて市町村が避難促進施設として指定した施設については、教職員及び入院・入所者の安全を確保するため、避難確保計画を作成する。</u></p> <p><u>5 観光客・登山者対策</u></p> <p><u>富士北麓地域以外に生活の拠点を有する観光客、登山者及び通勤や通学等のための来域者については、噴火警戒レベル3までの間に帰宅することとなるため、市町村・観光事業者等と連携して平時から火山防災に関する知識の普及に努める。</u></p>	
第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制		第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
375 368	<p>2 協議会の体制</p> <p>(1) 火山活動に異常を認めた時の対応</p> <p>ア 噴火警戒レベル1(活火山であることに留意)のときの対応</p> <p>噴火警戒レベル1(活火山であることに留意)においても、富士山で有感地震が発生する等の異常な状況が生じた場合、気象庁は「火山の状況に関する解説情報」及び「富士山の火山活動解説資料」等を発表し、関係機関へ情報伝達する。協議会は、このような場合には、噴火等の異常事態に備えるため協議会(会議)を開催するなどして、<u>気象庁や火山専門家等から火山活動の状況や見通し等について意見を聞き、防災対応を検討する。(この段階を特に「噴火警戒レベル1(情報収集体制)」と表記する。)</u></p> <p>イ 噴火警戒レベルが引き上げられた後の対応</p> <p>協議会は、気象庁が噴火警戒レベルの引き上げを発表した時は、速やかに協議会(会議)を開催し、気象庁や火山専門家等の意見を聞き、住民避難など各機関が実施すべき防災対応の検討や情報共有を行う。</p> <p>噴火警戒レベル4の発表後、政府の現地警戒(対策)本部が設置された場合は、協議会の体制を火山災害警戒(対策)合同会議(以下「合同会議」という。)に移行し、火山応急対策について調整するとともに、合意形成に努める。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(2) 小康期の対応</p> <p>協議会は、火山活動が小康期になった場合、<u>広域避難者の避難状況、被災地域の復旧・復興の状況等に応じて、体制の見直しを行う。ただし、降灰後土石流が継続して発生するおそれがある場合は、体制を</u></p>	<p>2 協議会の体制</p> <p>(1) 火山活動に異常を認めた時の対応</p> <p>ア 噴火警戒レベル1(活火山であることに留意)のときの対応</p> <p>噴火警戒レベル1(活火山であることに留意)においても、富士山で<u>体に揺れを感じる</u>地震が発生する等の異常な状況が生じた場合、気象庁は「火山の状況に関する解説情報」及び「富士山の火山活動解説資料」等を発表し、関係機関へ情報伝達する。協議会は、このような場合には、噴火等の異常事態に備えるため協議会(会議)を開催するなどして、<u>火山活動の状況や見通し等について情報を共有し、その後の防災対応を確認する。</u></p> <hr/> <p>イ 噴火警戒レベル1(解説情報(臨時))のときの対応</p> <p>富士山では、噴火前に火口位置が特定できないことなどから、噴火警戒レベルがレベル1から直接レベル3以上へ上がることとなっている。混乱なく短時間に避難等の対策を実施するため、協議会では、平成30年3月27日の申し合わせ事項として、噴火警戒レベル1の場合において、「<u>解説情報(臨時)</u>」が気象庁から発表された場合、各構成機関による注意喚起を実施するとともに、直ちに、オンライン形式等による協議会の開催、構成機関の間で情報共有を行い、噴火等の異常事態に備えることとしている。本計画では、この段階を特に「<u>噴火警戒レベル1(解説情報(臨時))</u>」と表記する。</p> <p>ウ 噴火警戒レベルが引き上げられた後の対応</p> <p>協議会は、気象庁が噴火警戒レベルの引き上げを発表した時は、速やかにオンライン形式等により協議会(会議)を開催し、火山専門家等の意見を聞き、避難など各機関が実施すべき防災対応の検討や情報共有を行う。</p> <p>噴火警戒レベルが4に引き上げられた後、政府現地災害対策室、又は緊急災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は特定災害現地対策本部(以下、「<u>現地対策本部</u>」という。)が設置された場合は、協議会の体制を合同会議に移行し、災害応急対策について調整するとともに、合意形成に努める。</p> <p>(2) 小康期の対応</p> <p>協議会は、火山活動が小康期となり、<u>噴火警戒レベルが引き下げられた場合</u>、避難状況、被災地域の復旧・復興の状況等に応じて、体制の見直しを行う。ただし、降灰後土石流が継続して発生するおそれがある場合は、避難体</p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

375	<p>継続する_____。</p> <p>3 国の体制</p> <p>(1) 火山災害現地連絡調整室の設置</p> <p><u>噴火警戒レベル3が発表された_____</u> 場合において、現地における情報の収集・取りまとめなど、<u>火山防災応急対策</u>に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施する必要があると認めるときは、<u>内閣府(防災担当)は、火山防災応急対策対処方針(平成26年、中央防災会議主事会議)に基づく火山災害現地連絡調整室(室長:内閣府参事官)を設置する。</u></p> <p><u>(2) 火山災害警戒本部及び現地警戒本部の設置</u></p> <p><u>噴火警戒レベル4が発表された場合において、火山防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、必要に応じて、火山防災応急対策対処方針に基づく火山災害警戒本部(以下、「警戒本部」という。)を設置する(警戒本部長:防災担当大臣)。</u></p> <p>さらに、現地における情報の収集・取りまとめや、地方公共団体の状況や要請の警戒本部への伝達など、<u>火山防災応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて火山災害現地警戒本部(現地警戒本部長:原則として内閣府官房審議官)(以下、「現地警戒本部」という。)を設置する。</u></p> <p><u>(3) 緊急(非常)災害対策本部及び現地対策本部の設置</u></p> <p><u>噴火警戒レベル5が発表された場合または居住地域に重大な被害を及ぼす噴火等が発生した場合において、当該噴火等に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、災害対策基本法第24条及び第28条の2に基づく緊急(非常)災害対策本部を設置する。</u></p> <p>さらに、現地における被災情報の収集・取りまとめや、地方公共団体の状況や要請の緊急(非常)災害対策本部への伝達など、_____災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて<u>緊急(非常)災害現地対策本部(現地対策本部長:原則として内閣府副大臣または内閣府大臣政務官)(以</u></p>	<p>制を継続するとともに、必要に応じて災害応急対策を講じる。</p> <p>3 国の体制</p> <p>(1) 火山災害現地連絡調整室の設置</p> <p><u>噴火警戒レベルが3以上に引き上げられた場合において、現地における情報の収集・取りまとめなど、災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施する必要があると認められるとき、火山災害現地連絡室(火山災害現地連絡室長:内閣府政策統括官(防災担当)付参事官)が設置される。</u></p> <p><u>(2) 特定災害対策本部及び政府現地災害対策室の設置</u></p> <p><u>噴火警戒レベルが4に引き上げられた以降において、災害応急対策を実施する緊急の必要があると認められるときは、特定災害対策本部が設置される(特定災害対策本部長:防災担当大臣)。なお、噴火その他の火山現象に応じて、緊急災害対策本部若しくは非常災害対策本部が設置されることがある。</u></p> <p>さらに、現地における情報の収集・取りまとめや、地方公共団体の状況や要請を特定災害対策本部に繋ぐなど、<u>災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて政府現地災害対策室(政府現地災害対策室長:原則として内閣府政策統括官(防災担当)が指名する者)が設置されることがある。政府現地災害対策室の設置場所は、噴火等の被害の想定に応じて、適切に業務の実施が可能な場所とする。</u></p> <p>(3) 緊急(非常)災害対策本部及び現地対策本部の設置</p> <p><u>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火等が発生した場合において、当該噴火等に対処する体制を整備し、災害応急対策を推進するため必要があると認められるときは、災害対策基本法第24条及び第28条の2に基づく緊急災害対策本部、非常災害対策本部の設置が検討される。</u></p> <p>さらに、現地における被災情報の収集・取りまとめや、地方公共団体の状況や要請を緊急災害対策本部、非常災害対策本部、又は特定災害対策本部(以下、「災害対策本部」という。)に繋ぐなど、<u>災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて現地対策本部(現地対策本部長:原則として内閣府副大臣または内閣府大臣政務官とし、必要に応じて大</u></p>	
-----	---	---	--

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表 (第4編 火山編)

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

下、「現地対策本部」という。)を設置する。

(4) 火山災害警戒(対策)合同会議の開催

噴火警戒レベル4が発表され現地警戒本部が設置された場合、現地警戒本部長を議長とする火山災害警戒合同会議を、噴火警戒レベル5が発表され現地対策本部が設置された場合、現地対策本部長を議長とする火山災害対策合同会議を開催する。

4 県の体制

(1) 県は、気象庁が「火山の状況に関する解説情報」及び「富士山の火山活動解説資料」等を発表し、協議会が定める噴火警戒レベル1(情報収集体制)になった場合、情報収集を積極的に行い、噴火等の異常事態に備える。

(3) 県は、噴火警戒レベルに応じて、次に示す富士山噴火対応の体制をとる。

噴火警戒レベル	山梨県 (本庁)	中北、峡東、峡南、富士・東部 地域県民センター (出先機関)
レベル1 (情報収集体制)	・事前配備体制 (情報収集体制)	・事前配備体制 (情報収集体制)
レベル2 (引き下げ時)	・事前配備体制 (情報収集体制)	・事前配備体制 (情報収集体制)
レベル3	・災害警戒本部配備設置体制 警戒本部長：防災局長 配備班：統括班、情報班、通信班、 広報班、航空調整班、県 民相談班	・災害警戒本部配備設置体制
レベル4 レベル5 噴火開始時	・災害対策本部配備設置体制 本部長：知事 副本部長：副知事及び防災局長、 県警本部長 構成員：各部局長及び防災局長 (統括部長)	・地方連絡本部配備設置体制 本部長：地域県民センター所長 構成員：地域県民センター次長、 出先機関

臣官房審議官(防災担当)又は防災担当参事官が代行する)が設置される。

設置場所は、噴火等の被害の想定に応じて、適切に業務の実施が可能な場所とする。

(4) 火山災害警戒(対策)合同会議の開催

噴火警戒レベルが4以上に引き上げられ、政府現地災害対策室が設置された場合においては、政府現地災害対策室長を議長とする火山災害警戒合同会議が、議長が必要と判断した場合に開催される。また、現地対策本部が設置された場合においては、現地対策本部長を議長とする火山災害対策合同会議が、議長が必要と判断した場合に開催される。

4 県の体制

(1) 県は、気象庁が「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表し、協議会が定める噴火警戒レベル1(解説情報(臨時))になった場合、情報収集を積極的に行い、現地対策本部を設置するとともに、噴火等の異常事態に備える。

(3) 県は、噴火警戒レベルに応じて、次に示す富士山噴火対応の体制をとる。ただし、本部長等の判断により設置時期を前倒すことを妨げない。

噴火警戒 レベル	山梨県 (本庁)	中北、峡東、峡南、富士・東部 地域県民センター(出先機関)
レベル1 (解説情報(臨時))	・情報収集体制 ・ 県現地対策本部設置	・情報収集体制
レベル2 (引き下げ時)	・情報収集体制	・情報収集体制
レベル3	・災害警戒本部配備設置体制 警戒本部長：防災局長 配備班：統括班、情報班、通信班、広報班、航空 調整班、県民相談班	・災害警戒本部配備設置体制
レベル4 レベル5 噴火発生後	・災害対策本部配備設置体制 本部長：知事 副本部長：副知事及び総務部長、県警本部長 構成員：各部局長及び防災局長(統括部長)	・地方連絡本部配備設置体制 本部長：地域県民センター所長 構成員：地域県民センター次 長、出先機関の長等

376

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

377 5 現地警戒(対策)本部等との連携
 (1) 県は、政府の現地警戒(対策)本部の設置について通報があった場合、火山活動の状況に応じて、予め協議会が選定した候補施設に設置を調整する。

現地警戒(対策)本部の設置候補施設

施設名	所在地	備考
山梨県庁防災新館	甲府市丸の内1-6-1	
富士吉田合同庁舎	富士吉田市上吉田1-2-5	

377 第2節 県職員の配備体制
 県職員の配備体制は、山梨県災害対策本部活動要領によるものとし、次のとおり対応する。
 1 噴火予報:噴火警戒レベル1(活火山であることに留意(情報収集体制))
 気象庁が「火山の状況に関する解説情報」及び「富士山の火山活動解説資料」等を発表した場合、県は情報収集体制を強化し、気象庁や火山専門家等からの火山活動の状況や見通し等についての情報を収集する。
 3 火口周辺警報:噴火警戒レベル3(入山規制)が発表されたとき
 4 噴火警報:噴火警戒レベル4(高齢者等避難)以上が発表されたとき 又は、知事が災害対策本部を設置する必要があると認めたととき

378 第4節 情報の伝達・収集・広報
 2 入山自粛・観光客等の帰宅促進の情報伝達
 (1) 富士山周辺市町村は、火口周辺警報が発表された場合、山小屋等へ噴火警報に関する内容、予想される災害、とるべき措置等を直ちに、伝達するとともに、警察、消防機関、道路管理者と連携して立て

5 現地対策本部等との連携
 (1) 県は、政府の現地対策本部等の設置にあたっては、火山活動の状況に応じて、予め協議会が選定した候補施設に設置を調整する。

現地対策本部等の設置候補施設

	施設名	所在地	備考
山梨県	山梨県庁防災新館	甲府市丸の内1-6-1	県災害対策本部設営
	富士吉田合同庁舎	富士吉田市上吉田1-2-5	
	世田谷区立河口湖林間学園	南都留郡富士河口湖町大石字湖中 2585	

第2節 県職員の配備態勢
 県職員の配備態勢は、山梨県災害対策本部活動要領によるものとし、次のとおり対応する。
 1 噴火予報:噴火警戒レベル1(解説情報(臨時))
 気象庁が「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表し、協議会が定める噴火警戒レベル1(解説情報(臨時))になった場合、情報収集を積極的に行い、現地対策本部を設置するとともに、噴火等の異常事態に備える。
 3 火口周辺警報:噴火警戒レベル3 _____ が発表されたとき
 4 噴火警報:噴火警戒レベル4 _____ 以上が発表されたとき 又は、知事が災害対策本部を設置する必要があると認めたととき

第4節 情報の伝達・収集・広報
 2 下山指示・観光客等の帰宅促進の情報伝達
 (1) 富士山周辺市町村は、火山の活動に関する解説情報(臨時)が発表された場合、山小屋等へ解説情報(臨時)の内容、予想される災害、とるべき措置等を直ちに、伝達するとともに、警察、消防機関、道路管理者と連携して立て

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
381	<p>看板の設置や巡回等により_____登山者・入山者の早期下山を呼び掛ける。</p> <p>(2) 富士山周辺市町村は、噴火警報_____が発表された場合、広報車、防災行政無線、ホームページ等を活用して、_____帰宅促進の広報を行う。</p> <p>(3) 県は、火口周辺警報及び噴火警報が発表された場合、報道機関に対して、入山自粛呼び掛け、観光客の帰宅促進についての報道を依頼するとともに、可能な限りヘリコプターを活用した広報を行う。</p> <p>3 避難に関する情報伝達</p> <p>(1) 富士山周辺市町村の長は、高齢者等避難、避難指示に加え、車両の使用の可否など避難の手段等を、防災行政無線、有線電話、広報車等で危険地域の住民、観光客、登山者、関係機関等に速やかに伝達するほか、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。</p> <p>(3) 富士山周辺市町村の長は、避難指示等を行った場合には、地元観光協会、関連する観光事業者に伝達し、一時滞在者の避難や帰宅促進・観光自粛等の対応を呼びかける。</p> <p>第5節 避難行動</p> <p>1 基本方針</p> <p>噴火の始まる前には、群発地震の発生、低周波地震の増加、火山性微動等の異常現象が予想されるため、気象庁から発信される火山情報による火山活動の状況、また段階に応じて住民等を安全な地域へ避難させることを避難行動の基本とする。</p> <p>2 避難指示等</p> <p>(1) 富士山周辺市町村の長</p> <p>火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、あらかじめ定められた計画に基づき、危険地域の住民等に対して速やかに高齢者等避難、避</p>	<p>看板の設置や巡回等により五合目から上の登山者・入山者の下山を呼び掛ける。</p> <p>(2) 富士山周辺市町村は、噴火警戒レベル3が発表された場合、広報車、防災行政無線、ホームページ等を活用して、入山規制の実施と、第4次避難対象エリア内までの観光客等に対して、帰宅促進の広報を行う。</p> <p>(3) 県は、噴火警戒レベル3が_____発表された場合、報道機関に対して、入山規制呼び掛け、観光客の帰宅促進についての報道を依頼するとともに、可能な限りヘリコプターを活用した広報を行う。</p> <p>3 避難に関する情報伝達</p> <p>(1) 富士山周辺市町村の長は、避難のための立ち退きを指示することに加え、_____避難の手段等を、防災行政無線、有線電話、広報車等で危険地域の住民、観光客、登山者、関係機関等に速やかに伝達するほか、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第5節 避難行動</p> <p>1 基本方針</p> <p>噴火の始まる前には、_____地震の発生、低周波地震の増加、火山性微動等の異常現象が予想されるため、気象庁から発信される火山情報による火山活動の状況、また段階に応じて住民等を安全な地域へ避難させることを避難行動の基本とする。</p> <p>2 避難のための立ち退き指示</p> <p>(1) 富士山周辺市町村の長</p> <p>火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、あらかじめ定められた計画に基づき、危険地域の住民等に対して速やかに避難のための立ち</p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
	<p><u>難指示を行う</u>とともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。この場合には、速やかにその旨を知事に報告する。</p> <p>(2) 知事 富士山周辺市町村の長が<u>高齢者等避難、避難指示</u>の全部若しくは大部分の事務を行うことができなくなったときは、富士山周辺市町村の長に代行して避難指示を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。</p> <p>(3) 警察官 火山噴火による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要が特にある場合、市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は、市町村長から要求があったときは、必要と認める地域居住者等に対し、避難の立退きを指示することができる。</p>	<p><u>退きを指示する</u>とともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。この場合には、速やかにその旨を知事に報告する。</p> <p>(2) 知事 富士山周辺市町村の長が<u>避難のため立ち退き指示</u>の全部若しくは大部分の事務を行うことができなくなったときは、富士山周辺市町村の長に代行して避難指示を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。</p> <p>(3) 警察官 火山噴火による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要が特にある場合、市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は、市町村長から要求があったときは、必要と認める地域居住者等に対し、避難の立退きを指示することができる。<u>この場合には、直ちに避難の指示をした旨を市町村長に報告する。</u></p>	
381	<p><u>3 避難指示等の内容</u> <u>高齢者等避難、避難指示は</u>、次の内容を明示して行う。なお、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を省略して、行うことができる。</p> <p>(4) <u>高齢者等避難、避難指示の理由</u></p>	<p><u>3 避難のための立ち退き指示の内容</u> <u>避難のための立ち退き指示は</u>、次の内容を明示して行う。なお、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を省略して、行うことができる。</p> <p>(4) <u>立ち退きを指示する理由</u></p>	
381	<p>4 警戒区域の設定 (1) 富士山周辺市町村の長 火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。</p>	<p>4 警戒区域の設定 (1) 富士山周辺市町村の長 火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、<u>災害対策基本法第63条に基づき</u>、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。<u>市町村は、警戒区域の設定に関して、必要に応じて火山災害警戒(対策)合同会議(以下「合同会議」という。)において協議を行う。なお、居住地域に対して警戒区域を設定する際には、日</u></p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

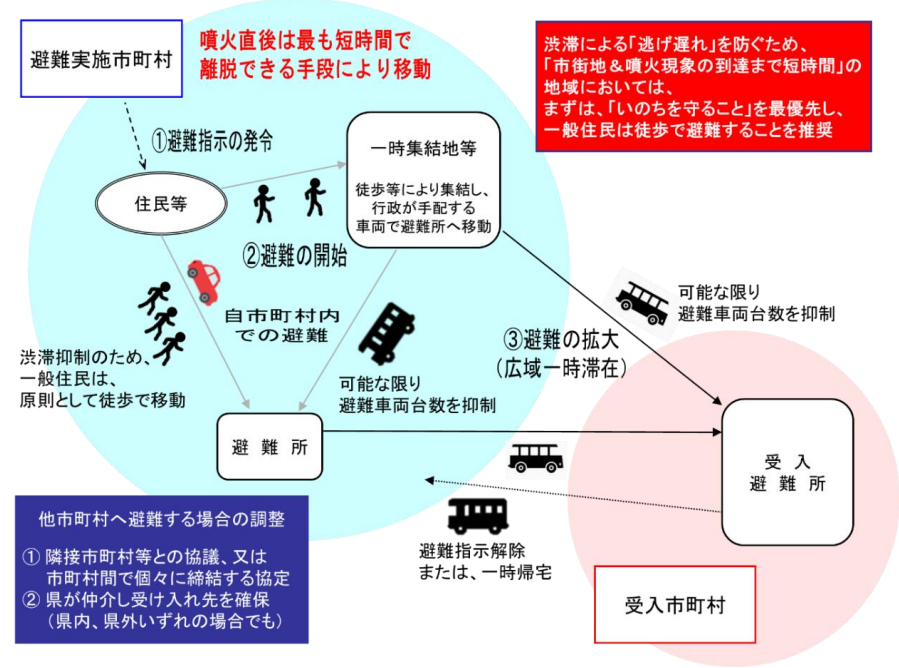


図7 広域避難の受入調整フロー図

(2) 広域避難路の指定

協議会は、広域避難が必要になった場合に備え、広域避難の軸となる路線、区間を広域避難路として指定している(図8)。

避難実施市町村は、協定等に基づく市町村外への避難に備え、広域避難ルートを検討の上、予め避難路としての指定を検討する。

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

表 1 山梨県の広域避難路

路線名・区間	始点・終点 市町村名	
富士・東部地域		
中央自動車道	富士吉田市	上野原市 [神奈川県に接続]
東富士五湖道路	山中湖村 [静岡県に接続]	富士吉田市 [中央自動車道 (大月方面)接続]
国道 20 号	甲州市	上野原市 [神奈川県に接続]
国道 137 号(吉田河口湖バイパス)	富士吉田市	笛吹市
国道 138 号	山中湖村 [静岡県に接続]	富士吉田市 [国道 137,139, 300,413 号に至る]
国道 139 号	富士河口湖町 [静岡県に接続]	小菅村 [東京都に接続]
国道 413 号	富士吉田市	道志村 [神奈川県に接続]
国道 358 号	富士河口湖町	甲府市
国道 300 号	富士河口湖町	身延町
(一)山中湖忍野富士吉田線	山中湖村	富士吉田市 [国道 139 号に至る]
(一)山中湖小山線	山中湖村	山中湖村 [神奈川県に接続]
(主)河口湖精進線	富士河口湖町	富士河口湖町 [国道 139 号に至る]
(主)富士河口湖芦川線	富士河口湖町	笛吹市

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

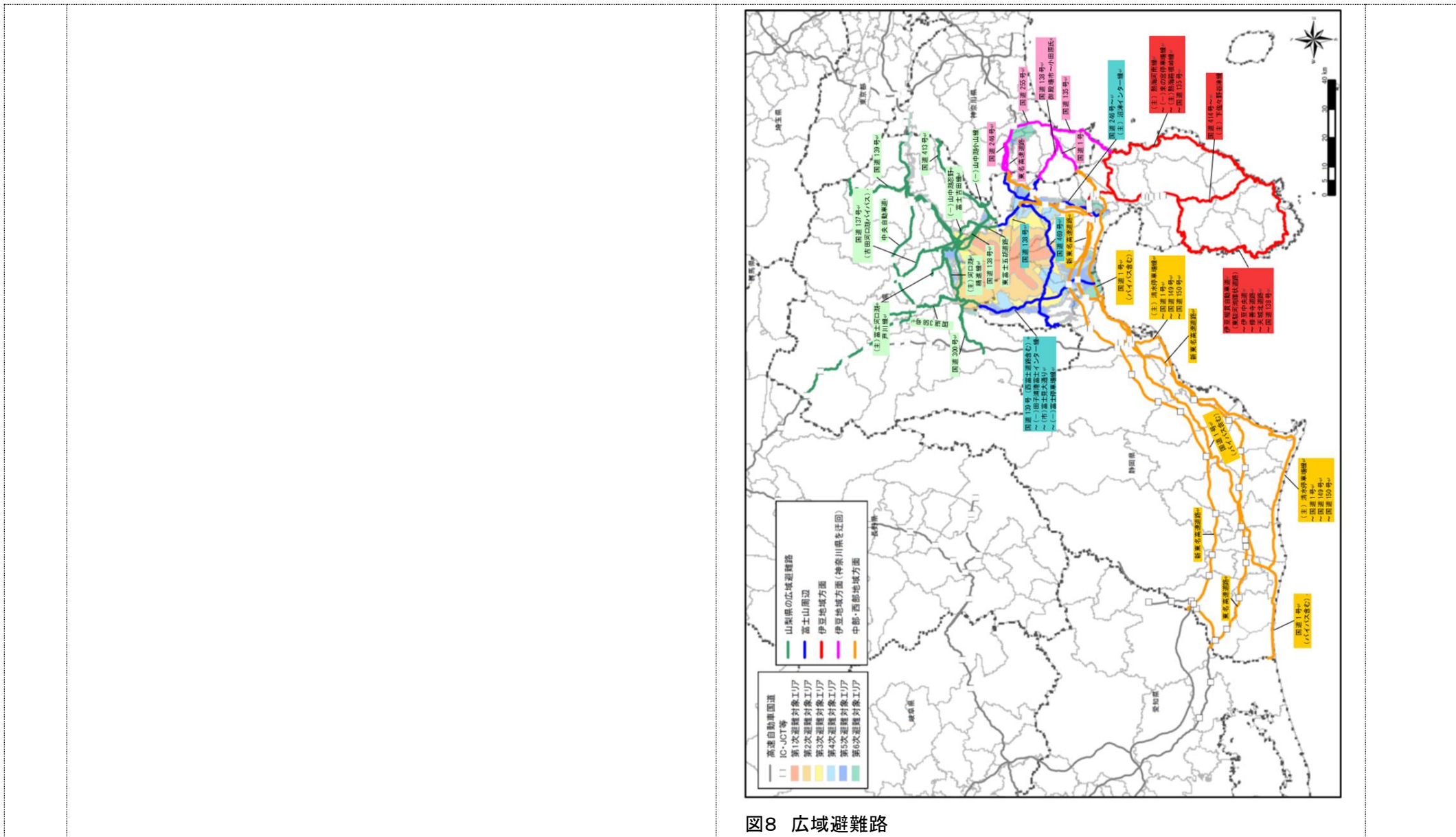


図8 広域避難路

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第4編 火山編）

本編頁数	旧	新	改正理由
384	<p>第8節 家畜避難及び逃走防止 畜産農家等は、噴火警報：噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が、発表された場合、第2次避難対象範囲を基本として家畜の避難及び逃走防止措置の対策を講じるものとする。</p>	<p>第8節 家畜避難及び逃走防止 畜産農家等は、噴火警報：噴火警戒レベル4_____が、発表された場合、第2次避難対象エリアを基本として家畜の避難及び逃走防止措置の対策を講じるものとする。</p>	
386	<p>第12節 被害拡大防止対策 噴火時の溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後の降雨による土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象に応じて次の対策を実施する</p> <p>2 降灰があった地域の住民及び事業者 堆積した降灰の除去（住宅・事業施設等）_____</p>	<p>第12節 被害拡大防止策 噴火時の溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後の降雨による土石流及び降灰による災害拡大防止のため、噴火現象に応じて次の対策を実施する。</p> <p>2 降灰があった地域の住民及び事業者 堆積した降灰の除去（住宅・事業施設等）を実施する。</p>	
386	<p>第14節 住宅供給の実施 2 応急仮設 住宅建設 大規模な災害が発生したとき、災害対策本部の要請を受け、市町村、建設業者の協力を得て早急に応急仮設 住宅を建設する。</p> <p>3 民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設 住宅の供給 大規模な災害が発生したとき、災害対策本部の要請を受け、市町村、不動産関係団体の協力を得て、民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設 住宅を供給する。</p>	<p>第14節 住宅供給の実施 2 建設型応急 住宅建設 大規模な災害が発生したとき、災害対策本部の要請を受け、市町村、建設業者の協力を得て早急に建設型応急 住宅を建設する。</p> <p>3 民間賃貸住宅の借り上げによる賃貸型応急 住宅の供給 大規模な災害が発生したとき、災害対策本部の要請を受け、市町村、不動産関係団体の協力を得て、民間賃貸住宅を借り上げ、賃貸型応急 住宅を供給する。</p>	<p>建築住宅課、住宅対策室修正</p>
387	<p>第16節 災害ボランティア支援対策 1 災害ボランティアの受け入れ 県、富士山周辺市町村及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受け入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるような支援に努めるものとする。</p>	<p>第16節 災害ボランティア支援対策 1 災害ボランティアの受け入れ 県、富士山周辺市町村及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受け入れに際して、_____ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるような支援に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p>

